

佐賀県風しん抗体検査事業にかかる実施報告書等の提出等について

1 実施報告書等の提出先

〒840-0824
佐賀市呉服元町7番28号 佐賀県国保会館
佐賀県国民健康保険団体連合会 審査第2課 調剤・療養費係
(電話) 0952-26-4301

※ 郵送の場合は、係名まで記載していただきますようご協力をお願いします。

2 実施報告書等の請求締切日

毎月**5日**が請求締切日となります。(必着)

5日を過ぎて到着した請求書等につきましては、次月の受付分とさせていただきます。
ただし、5日が土曜、日曜、祝日の場合は翌平日までの受付とします。

3 実施報告書等の提出方法

次の順番に並べ、綴じて提出してください。(左上をホチキス留め)

「実施報告書」→「問診票 (HI 法)」→「問診票 (EIA 法)」→「厚紙」

※ 問診票等の厚みによりホッチキスで留められない場合は、左上を紐綴じ。

4 問診票の返戻

(1) 問診票の返戻

問診票の内容に不備がある場合は、該当の問診票を国保連合会から返戻します。

なお、返戻については、増減点返戻通知書等と併せて提出月の月末から翌月初めにかけて送付します。

(2) 問診票の再提出

次回の提出分と一緒に国保連合会へ提出してください。

(その際、実施報告書には再提出分の件数及び金額を含めて記載してください。)

5 その他

- ・風しん抗体検査の結果、風しん又は麻しん風しん混合の予防接種 (任意接種) を受けた場合の予防接種費用は、予防接種 (定期接種) 費用と同様の方法で請求します。
- ・国が実施する風しんの追加的対策は令和7年3月31日で終了しました。